

第2章 史跡足尾銅山跡の現状

1. 史跡指定

(1) 指定の概要

①史跡指定

【名 称】 足尾銅山跡

通洞坑

宇都野火薬庫跡

【指定年月日】 平成 20 年 3 月 28 日 文部科学省告示第 34 号

【所在地および地域】

通洞坑 栃木県日光市足尾町通洞字下屋敷 5588 番 2 のうち実測 71.89 m²

同 中才字下屋敷 2803 番 3 のうち実測 15.25 m²

2804 番 4 のうち実測 65.84 m²

2805 番 4 のうち実測 227.70 m²

同 中才字下松原 2828 番 1 のうち実測 305.96 m²

栃木県日光市足尾町通洞字下屋敷 5588 番 2 と同中才字下屋敷

2803 番 3 に挟まれる道路敷のうち 実測 30.42 m²

宇都野火薬庫跡 栃木県日光市足尾町字宇都野 5467 番 5、5467 番 6

【指定基準】 史跡の部六（交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡）

【説 明】

足尾銅山跡は近世・近代を通じて採掘・経営が行われ、特に近代においてはわが国最大の産銅量を誇ったわが国を代表する鉱山跡である。栃木県西部に位置する日光市足尾町に所在する。採鉱、選鉱、製錬の一連の工程を示す施設のほか、生活・経営その他に関わる諸施設・遺構からなる。

天文 19 年（1550）に発見されたと伝えられるが、本格的な経営は慶長 15 年（1610）で、慶安元年（1648）からは幕府の御用銅山となった。17 世紀中ごろには年間 1300 トン以上の生産量を維持したが、貞享元年（1684）の 1500 トン（40 万貫余）をピークに生産量が低下し、幕末から明治初期にかけては閉山同様の状態であった。

明治 4 年（1871）に民間に払い下げられていたものを、同 10 年、古河市兵衛が買収し、経営に着手して以降大きな転機を迎える。明治 14 年、有望鉱脈が発見され、同 16 年に本山坑を整備、同 18 年に小滝坑、翌 19 年^{注1)} には通洞坑を開口し（完工は同 29 年）、銅山の基礎が整備された。

これに呼応し、明治 23 年に本格的な事業用としては日本初の水力発電所を間藤に建設し、また、同 27 年には当時最新式のベッセマー転炉による練銅法を実用化するなど設備の機械化・近代化を積極的に進め、20 世紀初頭には日本の銅産出量の四分の一を担うほどの大鉱山に成長した。

産銅量の増加と比例して各工程での廃棄物および製錬時に排出される亜硫酸ガスが増大し、徐々に環境への影響が深刻化していった。明治 23 年には渡良瀬川の大洪水により下流域の農作物に被害を与えたことが契機となって鉱害問題が顕在化し、田中正造が第二議会で取り上げ広く知られるところとなった。明治 29 年には「鉱毒予防工事命令」が出され、浄水場、堆積場、脱硫塔が建設された。

大正元年（1912）には年間産銅量が 1 万トンを超える、以後昭和 13 年に至るまで 1 万 3000 トン前後を推移する。第二次世界大戦とともに銅の需要が高まったが、乱掘のため産銅量は減少した。戦後も産銅量は増加せず、昭和 29 年には経営の合理化により小滝坑が廃坑となった。昭和 31 年、自溶炉による製錬が開始され、処理能力は向上したが、製錬の主体は輸入鉱石に次第に移行していく。昭和 48 年に足尾鉱山は閉山し、本山製錬所での輸入鉱石による製錬も、国鉄足尾線の貨物輸送が廃止となった昭和 63 年に事実上の操業を停止し、足尾銅山の銅生産の歴史は幕を閉じた。

通洞坑は主要坑道である本山坑（有木坑）および小滝坑と連結する基幹坑道で、総延長 9550 尺（約 2894 メートル）に及ぶ。明治 19 年^{注2)}に開鑿、同 29 年に完成した。開鑿にあたっては蒸気タービンによる圧搾空気を動力とした鑿岩機およびダイナマイトによる発破工法が用いられるなど当時の最新技術が導入されている。保存状態も良好で、日本を代表する銅鉱山の象徴として貴重な遺構である。断面形は天井部がアーチ状に膨らむ台形を呈する。底部幅約 3.5 メートル、高さは 2.7 メートルを測る。坑口から向かって右側に幅、深さとも約 0.8 メートルの排水溝が設けられている。坑口および坑口より 30 メートルまでは壁面と天井部をコンクリート巻きで補修しているが、その先は木製の側板と丸太の支保が用いられ、原形をよくとどめている。昭和 55 年以降、坑口より 167 メートルまでの範囲を「足尾銅山観光」として公開している。その際の改修点は、坑内軌道を観光用に改修し、それに伴い床面をコンクリート敷きとしていること、および前述の排水溝を鉄板で覆ったことである。

宇都野火薬庫跡は小滝地区、庚申川沿いの山中に所在する。山腹の南斜面を造成し、土墨で区画された 4 棟の並列する建物（一～四号庫）と、東側にそれらとは独立して敷地を造成し、正面を煉瓦塀（防火壁）で仕切る建物 1 棟の計 5 棟からなる。一～三号庫は石造、四号庫は煉瓦造である。一号庫は 6 メートル四方であるが、二～四号庫は幅 20 メートル、奥行き 15 メートルほどで規模が異なる。いずれも正面の土墨を貫くコンクリート製の隧道があり、入り口外側にコンクリート製両開きの扉をもつ。各区画内には周囲に排水溝が設けられ、隧道中央部の暗渠を通じて排水される構造となっている。「古河機械金属所蔵文書」によれば、一号庫は雷管、二号庫は火薬、三号庫はダイナマイトの保管庫として明治 45 年に建設されたこと、四号庫は大正 6 年の増設、さらに同 8 年^{注3)}に火薬の袋詰めを行う作業所として東側の建物が建設されたことが判明する。なお、国産ダイナマイトの製造が開始されたのは明治 38 年のことであり、鉱山用ダイナマイトの使用試験に成功したのはこの足尾銅山においてであった（同 39 年）。昭和 29 年の小滝坑の廃坑に併せ、宇都野火薬庫も廃止された。

今回条件の整った、基幹坑道である通洞坑と銅産出の拡大を支えた火薬類を貯蔵する施設である宇都野火薬庫跡の二つを足尾銅山跡として史跡に指定し保護を図ろうとするものである。（出典：月刊文化財 2 月号（533 号）平成 20 年 2 月 1 日発行 文化庁文化財部監修）

注1) 注2) 通洞坑の開口は明治18年である。

注3) 東側の建物の建設は大正10年である。

②追加指定

【名 称】	足尾銅山跡
	通洞坑
	宇都野火薬庫跡
	本山坑
	本山動力所跡
	本山製錬所跡
	本山鉱山神社跡

【指定年月日】 平成26年3月18日 文部科学省告示第35号

【所在地および地域】

本山坑	栃木県日光市足尾町本山字婆火所	5295番3のうち実測 2443.07 m ²
本山動力所跡	同	字栃日向 5275番1のうち実測 943.82 m ²
本山製錬所跡	同	字向原 1192番1、1192番2、1192番3、5287番、5288番1、5288番3、5289番1、5289番4
	同	字間々 1167番2、1236番1、1236番3、1237番1、1237番3
	同	字滝ノ本 5273番1

栃木県日光市足尾町本山字間々1236番1と同1237番1と同1237番3に
挟まれ同1236番3と同1236番6に挟まれる道路敷を含む。

本山鉱山神社跡 栃木県日光市足尾町本山字杉名畠 5277番2

【指定基準】 史跡の部六（交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡）

【説 明】

足尾銅山跡は近世・近代を通じて採掘・経営が行われ、特に近代においてはわが国最大の産銅量を誇ったわが国を代表する鉱山跡である。採鉱、選鉱、製錬の一連の工程を示す施設のほか、生活・経営そのほかにかかる諸施設、遺構からなる。

平成20年には基幹坑道である通洞坑と銅産出の拡大を支えた火薬類を貯蔵する施設である宇都野火薬庫跡の二つを足尾銅山跡として史跡に指定した。今回、追加指定を行うのは、本山地区に所在する本山坑、本山動力所跡、本山製錬所跡、本山鉱山神社跡である。

本山坑は明治16年（1883）に江戸時代からあった坑道を再開発したもので、有木坑とも呼ばれた。既指定地である通洞坑とともに、昭和48年の閉山まで採掘が行われた。坑口の前面に坑口の開閉所や貯鉱関係施設、浴場跡が遺存している。

本山動力所跡は本山坑口の北東約250メートルにあり、本山坑で使用する鑿岩機等の動力に圧縮空気を供給するための施設である。洋風木造平屋建（大正3年ころ建設）で、建屋内にコンプレッサーが遺存する。

本山製錬所跡は産銅量の増加に対応するため、明治18年に新しい製錬所が設置された場

所である。また、明治 30 年の予防工事命令を受け、脱硫塔が設置され、煙害防止対策が講じられた。大正 6 年ころ、現在地に残る大煙突が反射炉熔鉱の導入に伴い建設されるが、反射炉熔鉱は失敗に終わった。昭和 31 年に自溶製錬法等が実用化され、亜硫酸ガスの大幅な排出削減に成功した。本山製錬所は昭和 63 年に事実上の操業を停止するまで使用された。明治初期から同じ場所で製錬を継続した足尾銅山の中心的施設であるが、工場の建屋や機械類は危険防止の観点から撤去され、事務所のほか、クレーン柱、硫酸タンク、貯鉱壠、計器室が遺存する。貨物駅である本山駅が附帯し、駅舎（大正 3 年建設）が残る。

本山鉱山神社跡は明治 22 年に坑長以下鉱員たちの寄付金で建設された。昭和 48 年の閉山後通洞鉱山神社に合祀されたが、建物等が遺存している。

以上の条件の整った足尾銅山関係施設を追加指定するとともに名称変更し、保護の万全を図るものである。（出典：月刊文化財 2 月号（605 号） 平成 26 年 2 月 1 日発行 文化庁文化財部監修）